

京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程</b> (平成26年達示第59号)</p> <p>(前 略) (研究公正委員会)</p> <p>第8条 教職員等の公正な研究活動の推進等に係る次の各号に掲げる業務を行うため、総括者の下に研究公正委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 総括者 (2) 総長が指名する理事又は副学長 (3) 研究科長 (4) 研究所長 (5) センター長のうちから総長が指名する者若干名 (6) 教育推進・学生支援部長 (7) <u>研究推進部長</u></p> <p>(8) その他総長が必要と認める者 若干名 (後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(研究公正委員会)</p> <p>第8条</p> <p>(1)～(3)</p> <p>2</p> <p>(1) (同 左) (2) (3) (4) (5) (6)</p> <p>(7) <u>総合研究推進本部の職員のうちから総長が指名するもの 1名</u></p> <p>(8) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年達示第83号) この規程は、令和7年1月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学における安全保障輸出管理に関する規程</b> (令和2年達示第40号)</p> <p>(前 略) (安全保障輸出管理委員会)</p> <p>第11条 本学における安全保障輸出管理に関し必要な事項を審議するため、安全保障輸出管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p>	<p style="text-align: center;">(安全保障輸出管理委員会)</p> <p>第11条 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 統括責任者</p> <p>(2) 総長が指名する理事</p> <p>(3) 管理責任者</p> <p>(4) 部局責任者 若干名</p> <p>(5) <u>研究推進部長</u></p> <p>(6) その他統括責任者が必要と認める者 若干名</p> <p>3 前項第4号<u>及び</u>第6号の委員は、統括責任者が委嘱する。</p> <p>4 第2項第4号<u>及び</u>第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(事務)</p> <p>第23条 安全保障輸出管理に関する事務は、<u>研究推進部</u>において行う。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学における研究インテグリティの確保に関する規程</b> (令和5年達示第57号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 統括責任者</p> <p>(2) 総長が指名する理事又は副学長（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 総長が指名する理事補</p> <p>(4) 研究科長 若干名</p> <p>(5) 研究所長 若干名</p> <p>(6) 人事部長</p>	<p>2</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) <u>総合研究推進本部の職員のうちから統括責任者が指名するもの 1名</u></p> <p>(6) (同 左)</p> <p>3 前項第4号<u>から</u>第6号<u>までの</u>委員は、統括責任者が委嘱する。</p> <p>4 第2項第4号<u>から</u>第6号<u>までの</u>委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(事務)</p> <p>第23条 安全保障輸出管理に関する事務は、<u>総合研究推進本部</u>において行う。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和6年達示第83号） この規程は、令和7年1月1日から施行する。</p> <p>第8条</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>

改正前	改正後
<p>(7) 情報部長</p> <p>(8) <u>研究推進部長</u></p> <p>(9) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第4号、第5号及び第9号の委員は総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第4号、第5号及び第9号の委員の任期は、2年の範囲内で総長が定める。</p> <p>4 第1項第4号、第5号及び第9号の委員の委員は、再任されることがある。</p> <p>(中 略)</p> <p>(事務)</p> <p>第14条 研究インテグリティの確保に係る事務は、<u>研究推進部</u>において行う。</p> <p>(後 略)</p> <p><b>京都大学におけるライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の確保等に関する規程</b></p> <p>(平成27年達示第72号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第12条 研究倫理・安全推進委員会の事務は、<u>研究推進部研究規範マネジメント室</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p><b>京都大学組換え DNA 実験等安全管理規程</b></p> <p>(令和3年達示第16号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(委員会)</p>	<p>(7) (同 左)</p> <p>(8) <u>総合研究推進本部の職員のうち総長が指名するもの 若干名</u></p> <p>(9) (同 左)</p> <p>2 前項第4号、第5号、<u>第8号</u>及び第9号の委員は総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第4号、第5号、<u>第8号</u>及び第9号の委員の任期は、2年の範囲内で総長が定める。</p> <p>4 第1項第4号、第5号、<u>第8号</u>及び第9号の委員の委員は、再任されることがある。</p> <p>(事務)</p> <p>第14条 研究インテグリティの確保に係る事務は、<u>総合研究推進本部</u>において行う。</p> <p>附 則 (令和6年達示第83号)</p> <p>この規程は、令和7年1月1日から施行する。</p> <p>第12条 研究倫理・安全推進委員会の事務は、<u>総合研究推進本部</u>において処理する。</p> <p>附 則 (令和6年達示第83号)</p> <p>この規程は、令和7年1月1日から施行する。</p> <p>(委員会)</p>

改正前	改正後
<p>第5条 本学に京都大学組換えDNA実験安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 組換えDNA実験に係る研究領域の教授又は准教授 若干名</p> <p>(2) 前号以外の自然科学の研究領域の教授又は准教授及び人文・社会科学の研究領域の教授又は准教授 若干名</p> <p>(3) 環境安全保健機構産業厚生部門長</p> <p>(4) <u>研究推進部長</u></p> <p>(5) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>4 前項第1号、第2号及び第5号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>5 第3項第1号、第2号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6～9 (略)</p> <p>10 委員会の事務は、<u>研究推進部研究規範マネジメント室</u>において処理する。</p> <p>11 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学における病原体等の管理に関する規程</b></p> <p style="text-align: center;">(平成19年達示第78号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(事務)</p> <p>第23条 病原体等の管理に関する事務は、<u>研究推進部研究規範マネジメント室</u>において処理する。</p>	<p>第5条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4) <u>総合研究推進本部の職員のうちから総長が指名するもの 若干名</u></p> <p>(5) (同 左)</p> <p>4 前項第1号、第2号、<u>第4号</u>及び第5号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>5 第3項第1号、第2号、<u>第4号</u>及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6～9 (同 左)</p> <p>10 委員会の事務は、<u>総合研究推進本部</u>において処理する。</p> <p>11 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年達示第83号)</p> <p style="text-align: center;">この規程は、令和7年1月1日から施行する。</p> <p>(事務)</p> <p>第23条 病原体等の管理に関する事務は、<u>総合研究推進本部</u>において処理する。</p>

改正前	改正後
<p>(後 略)</p> <p>京都大学における家畜伝染病の発生の予防に関する規程 (平成25年達示第46号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(事務)</p> <p>第20条 監視伝染病病原体の管理に関する事務は、監視伝染病病原体を所持する部局及び<u>研究推進部研究規範マネジメント室</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>附 則 (令和6年達示第83号) この規程は、令和7年1月1日から施行する。</p> <p>(事務)</p> <p>第20条 監視伝染病病原体の管理に関する事務は、監視伝染病病原体を所持する部局及び<u>総合研究推進本部</u>において処理する。</p> <p>附 則 (令和6年達示第83号) この規程は、令和7年1月1日から施行する。</p>